

議案第二十三号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「大正八年法律第三十六号」を「昭和四十三年法律第百号」に改める。

別表 第一種町営住宅中

昭和五十三年度	恋谷	三朝町大字三朝字東京	簡易耐火構造二階建
---------	----	------------	-----------

を

昭和五十三年度	恋谷	三朝町大字三朝字東京	簡易耐火構造二階建
昭和六十二年度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建

に改め、同表第二種町営住宅中

昭和五十三年度	恋谷	三朝町大字三朝字東京	簡易耐火構造二階建
---------	----	------------	-----------

を

昭和五十三年度	恋谷	三朝町大字三朝字東京	簡易耐火構造二階建
昭和六十二年度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建

に改める。

附則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。